

令和7年

農作業料金・農業労賃に関する調査結果

令和8年3月

一般社団法人宮崎県農業会議

は し が き

この調査は、本会が昭和 35 年から実施しているもので、全国農業会議所の調査票・調査要領に基づき市町村農業委員会の協力を得て、令和 7 年の調査結果を取りまとめたものです。

代表的な農作業料金である個人農家の水稻基幹 3 作業受託料金の平均は、10 a 当たりで「耕起から代かきまで」が 1 万 6,464 円（前年比 2.8%増）、「機械田植（苗代別）」が 6,754 円（同 1.2%増）、「機械刈取」は 1 万 6,830 円（4.0%増）でした。また、農業臨時雇賃金については、熟練度等を要する「専門作業（男性）」で 1 日当たり 9,779 円（同 6.5%増）でした。

本資料が農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、さらには市町村を越えた農地の利用調整など、今後の農業委員会活動の参考となれば幸いです。

本調査の実施にあたって、御協力いただきました市町村農業委員会の関係職員各位に厚くお礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

一般社団法人宮崎県農業会議

【参考】

区 分	農作業	令和7年 宮崎県平均	前年比 増減率	令和6年【参考】		
				宮崎県平均	九州平均	全国平均
個人農家の水稻基幹 作業受託料金 (円/10a)	耕起から代かきまで	16,464	2.8%	16,018	14,453	16,303
	機械田植（苗代別）	6,754	1.2%	6,672	7,100	8,282
	機械刈取（コンバイン）	16,830	4.0%	16,179	15,912	18,852
個人農家の水稻全面 作業受託料金※ (円/10a)	種粃・除草剤・肥料・農薬代等込み	82,928	3.8%	79,885	80,525	93,247
	種粃・除草剤・肥料・農薬代等別	55,746	1.6%	54,846	59,731	70,171
農業臨時雇賃金 農作業一般・男性 (円/日)	「専門作業」の1日当り総額	9,779	6.5%	9,178	9,272	9,922
	「一般・軽作業」の1日当り総額	8,352	4.9%	7,963	7,890	8,233
農業臨時雇賃金 農作業一般・女性 (円/日)	「専門作業」の1日当り総額	9,340	8.0%	8,645	8,499	9,177
	「一般・軽作業」の1日当り総額	8,176	6.0%	7,716	7,663	8,001

※ 耕起・代かきから乾燥・調整作業までの機械作業

目 次

1. 調査方法	1
2. 令和7年農作業料金・農業労賃に関する調査結果	
1) 市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準	
① 部分作業の受託料金	2
② 全面作業の受託料金	4
2) オペレーター賃金について	4
3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額	
① 農作業一般（男性・女性別）	5
② 水 稲（男性・女性別）	7
③ 果 樹（男性・女性別）	9
4) 市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金	
① 臨時雇用（パート）賃金〈男性・女性別〉	11
② 主要産業（農外）の恒常的賃金〈30歳基準〉	13
③ 市町村または地区内における農外諸賃金	13
3. 調査要領及び調査票	14

1. 調査方法

1) 調査対象

調査対象は、令和7年12月31日時点における全市町村農業委員会の区域です。

2) 調査項目

- ① 水稲作業受託の部分・全面作業別、受託主体別の料金水準
- ② オペレーター賃金の水準
- ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）の策定状況
- ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

3) 調査時期および期間

令和7年12月31日を調査時点とし、令和7年1月1日より令和7年12月31日までの1年間を調査対象としています。

1) 市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準 (10アール)

① 部分作業の受託料金

(単位：円、個)

		育苗 (種子代含)										耕起から代かきまで			
		稚苗			中苗							一		耕起	
		個人農家		箱数	生産組織等		箱数	個人農家		箱数	単価	生産組織		個人農家	生産組織
		単価	箱数		単価	箱数		単価	箱数			個人農家	箱数		
中部	宮崎市	645	19	614	18	705	20	659	20	20,395	29,091	8,366	12,879	8,478	10,757
	国富町									16,364		5,455		10,909	
	綾町										13,500		5,000		8,500
南那珂	平均	645	19	614	18	705	20	659	20	18,380	21,295	6,910	8,940	9,694	9,629
	日南市			700	23			690	30		16,864		6,191		10,673
	串間市	750	23	750	23	750	30	750	30	18,545	18,545	6,818	6,818	11,727	11,727
北諸県	平均	750	23	725	23	750	30	720	30	18,545	17,705	6,818	6,505	11,727	11,200
	都城市											4,727	4,727	6,073	6,073
	三股町	600	30	600	30							4,727	4,727	6,073	6,073
西諸県	平均	600	30	600	30							4,727	4,727	6,073	6,073
	小林市	660	20	660	20	660	20	660	20	11,000	11,000	5,000	5,000	6,000	6,000
	えびの市	550	25	550	25					17,750	17,750	8,250	8,250	9,500	9,500
児湯	高原油	360	20			551	20			14,000		4,000		9,000	
	平均	523	22	605	23	606	20	660	20	14,250	14,375	5,750	6,625	8,167	7,750
	西都市	568	20	580	20	545	20			12,295		11,636	10,000	6,614	5,500
東臼杵	高鍋町											5,500		7,000	
	新富町									12,500		5,500		7,000	
	西米良村							650	20	12,500		5,500		7,000	
湯	末城町	740	18	740	18					9,818	9,818	4,909	4,909	6,545	6,545
	川南町											5,500		3,000	
	都農町					600	23					5,500		7,000	
東臼杵	平均	654	19	660	19	573	22	650	20	11,778	9,818	6,292	7,455	6,308	6,023
	延岡市	690	18							20,620		6,820		13,800	
	日向市	500	20			500	20			13,636		5,000		5,000	
西臼杵	門川町			674	20					16,000		8,000		6,500	
	美郷町	700	17									5,455		6,364	
	諸塚村														
県	椎葉村	613	20			613	20			32,727		10,909		21,818	
	平均	626	19	674	20	556	20			20,746		7,237		10,696	
	高千穂町	672	20	672	20					17,273	11,909	8,636	5,955	8,636	5,955
西臼杵	日之影町			591	20			591	20		9,091		8,182		8,182
	五ヶ瀬町	1,000	32			1,000	20			18,000		8,000		10,000	
	平均	836	26	631	20	1,000	20	591	20	17,636	10,500	8,318	7,068	9,318	7,068
県	平均	646	22	648	22	658	21	667	23	16,464	15,285	6,555	6,887	8,365	7,957

1) 市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準 (10アール)

① 部分作業の受託料金

		機 械 田 植 (苗 代 別)		防 除 (1 回当たり)		機 械 刈 取 (コンバイン)		刈 取 り か ら 乾燥 ・ 調 整 ま で		乾 燥 ・ 調 整 (60㎡当たり)	
		個人農家	生産組織等	個人農家	生産組織等	個人農家	生産組織等	個人農家	生産組織等	個人農家	生産組織
中 部	宮 崎 市	7,504	9,545	3,318	2,818	18,039	18,334	31,374	30,925	2,227	2,436
	国 富 町	6,364		1,818		15,455					
	綾 町		5,500				20,000				
南那珂	平 均	6,934	7,523	2,568	2,818	16,747	19,167	31,374	30,925	2,227	2,436
	日 南 市		7,527		2,400		18,000		37,909		2,364
	串 間 市	9,909	9,909	2,364	2,364	19,818	19,818	44,545	44,545	2,818	2,818
北諸県	平 均	9,909	8,718	2,364	2,382	19,818	18,909	44,545	41,227	2,818	2,591
	都 城 市	6,000	6,000			18,091	18,091				
	三 股 町	6,000	6,000			18,091	18,091	31,691	31,691	1,700	1,700
西諸県	平 均	6,000	6,000			18,091	18,091	31,691	31,691	1,700	1,700
	小 林 市	6,000	6,000	2,500	2,500	17,000	17,000	36,200	36,200	2,400	2,400
	えびの市	6,500	6,500	2,000	2,000	16,000	16,000	30,545	30,545	1,818	1,818
児 湯	高 原 町	6,000		500		17,000					
	平 均	6,167	6,250	1,667	2,250	16,667	16,500	33,373	33,373	2,109	2,109
	西 都 市	5,501	6,250	2,048	2,039	14,409	16,614	34,703	32,351	2,559	1,985
東白杵	高 鍋 町	5,600				15,727					
	新 富 町	5,600		1,637		15,728		30,128		1,800	
	西米良村					15,728					
西白杵	末 城 町	5,455	5,455	2,455	2,455	13,636	13,636	28,036	28,036	1,800	1,800
	川 南 町	5,400		2,000		15,727					
	都 農 町	5,600				15,727					
東白杵	平 均	5,526	5,852	2,035	2,247	15,240	15,125	30,956	30,194	2,053	1,892
	延 岡 市	8,700		7,000		23,700		40,525		2,090	
	日 向 市	5,909						13,636		1,545	
西白杵	門 川 町	6,250		1,400		14,000		34,928		2,666	
	美 郷 町	6,364		2,273		14,545		28,636		2,727	
	諸 塚 村		7,273		8,182		11,818		21,364		
東白杵	椎 葉 村	10,909		3,636		20,000		37,803		2,273	
	平 均	7,626	7,273	3,577	8,182	18,061	11,818	31,106	21,364	2,260	
	高千穂町	7,273	5,045	1,818	1,818	15,000	13,409	31,000	22,864	1,818	1,182
県 平 均	日之影町		7,273		3,636		16,364		28,182		1,455
	五ヶ瀬町	9,000		5,000		20,000		30,000		1,000	
	平 均	8,136	6,159	3,409	2,727	17,500	14,886	30,500	25,523	1,409	1,318
県 平 均	平 均	6,754	6,791	2,610	3,021	16,830	16,706	32,250	31,328	2,083	1,996

(単 位 : 円)

1) 市町村または地区における水稻作一般の
作業受託料金の水準 (10アール)

② 全面作業の受託料金

(単位：円)

		耕起代かき→乾燥調整作業			
		種籾・除草剤・ 肥料・農薬代等込		種籾・除草剤・ 肥料・農薬代等別	
		個人 農家	生産 組織	個人 農家	生産 組織
中部	宮崎市	90,000	97,386	63,575	82,523
	国富町				
	綾町				
南那珂	平均	90,000	97,386	63,575	82,523
	日南市				
	串間市	115,114	115,114	73,000	73,000
北諸県	平均	115,114	115,114	73,000	73,000
	都城市				
	三股町	66,491		48,491	
西諸県	平均	66,491		48,491	
	小林市	98,500	98,500	73,900	73,900
	えびの市				
児湯	高原町				
	平均	98,500	98,500	73,900	73,900
	西都市	54,545		27,273	
東臼杵	高鍋町				
	新富町			49,865	
	西米良村				
西臼杵	木城町			45,764	45,764
	川南町				
	都農町				
県	平均	54,545		40,967	45,764
	延岡市	85,845		69,845	
	日向市				
東臼杵	門川町				
	美郷町				
	諸塚村				
西臼杵	椎葉村				
	平均	85,845		69,845	
	高千穂町				
西臼杵	日之影町		56,364		
	五ヶ瀬町	70,000		50,000	
	平均	70,000	56,364	50,000	
	県平均	82,928	91,841	55,746	68,797

2) オペレーター賃金について

(単位：円)

		オペレーター賃金			
		1時間当たり		1日当たり	
		トラクター	田植機	コンバイン	コンバイン
		1,667	1,667	2,192	18,188
		1,667	1,667	2,192	18,188
			1,150	1,383	9,200
		1,250	1,250	1,429	10,000
		1,250	1,200	1,406	10,534
		1,200	1,200	1,200	9,600
				20,000	22,000
		1,200	1,200	1,200	13,300
		1,300	1,300	1,467	10,400
					11,733
		952	952	952	7,620
		1,126	1,126	1,210	9,010
					9,677
					6,500
					11,100
					11,100
					13,050
		1,725	1,750	1,475	13,800
		1,200	1,200	1,200	9,600
		1,463	1,475	1,338	11,700
		1,328	1,309	1,412	10,697
					12,519

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額 (1 日)

① 農作業一般 (男性)

(単 位 : 円, 時間)

		農 業 一 般						
		専 門 作 業			一 般 作 業			
		現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労働時間 (時間)
		労働時間 (時間)			労働時間 (時間)			
</								

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額 (1 日)

① 農作業一般 (女 性)

(単 位 : 円, 時間)

		農 業 一 般				農 業 一 般			
		専 門		作 業		一 般		作 業	
		現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 額	労働時間 (時間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 額	労働時間 (時間)
中 部	宮 崎 市	9,276	143	9,419	800.0	8,369	286	8,655	800.0
	国 富 町					7,620		7,620	800.0
	綾 町					7,700		7,700	800.0
南 那 珂	平 均	9,276	143	9,419	800.0	7,896	286	7,992	800.0
	日 南 市					8,184		8,184	800.0
	串 間 市					7,616		7,616	800.0
北 諸 県	平 均					7,900		7,900	800.0
	都 城 市								
	三 股 町	7,616		7,616	800.0	7,616		7,616	800.0
西 諸 県	平 均	7,616		7,616	800.0	7,616		7,616	800.0
	小 林 市	8,000	300	8,300	800.0	8,000	300	8,300	800.0
	えびの市					7,176		7,176	800.0
児 湯	高 原 町	8,000		8,000	800.0				
	平 均	8,000	300	8,150	800.0	7,588	300	7,738	800.0
	西 都 市	10,800		10,800	800.0	8,914		8,914	800.0
東 白 杵	高 鍋 町					7,620		7,620	800.0
	新 富 町					7,620		7,620	800.0
	西 米 良 村					7,620		7,620	800.0
西 白 杵	木 城 町					7,620		7,620	800.0
	川 南 町								
	都 農 町					8,184		8,184	800.0
東 白 杵	平 均	10,800		10,800	800.0	7,930		7,930	800.0
	延 岡 市								
	日 向 市								
東 白 杵	門 川 町								
	美 郷 町	7,100		7,100	800.0	6,500		6,500	800.0
	諸 塚 村	7,400		7,400	800.0	7,300		7,300	800.0
西 白 杵	椎 葉 村	9,600		9,600	800.0	7,800		7,800	800.0
	平 均	8,033		8,033	800.0	7,200		7,200	800.0
	高 千 穂 町	6,000		6,000	800.0				
西 白 杵	日 之 影 町	18,500		18,500	800.0	15,300		15,300	800.0
	五 ヶ 瀬 町	10,000		10,000	800.0	8,000		8,000	800.0
	平 均	11,500		11,500	800.0	11,650		11,650	800.0
県 平 均		9,299	222	9,340	800.0	8,145	293	8,176	800.0

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額 (1 日)

② 水 稲 (男 性)

(単 位 : 円, 時間)

		う ち 具 体 的 作 業												
		水 稲												
		機 械 作 業 補 助					(種 ま き)							
		現 支 払 額	金 額	そ の 他 の 費 用	支 払 額	労働時間 (時間)	現 支 払 額	金 額	そ の 他 の 費 用	支 払 額	労働時間 (時間)			
中 部	宮 崎 市	8,437	200		800.0	8,637								
	国 富 町													
	綾 町													
南 那 珂	平 均	8,437	200		800.0	8,637								
	日 南 市													
	串 間 市	7,616			800.0	7,616								
北 諸 島	平 均	7,616			800.0	7,616								
	都 城 市													
	三 股 町													
西 諸 島	平 均													
	小 林 市	9,600	300		800.0	9,900								800.0
	えびの市													
児 湯	高 原 町	9,600			800.0	9,600								
	平 均	9,600	300		800.0	9,750								800.0
	西 都 市	9,000			8.0	9,000								
	高 鍋 町													
	新 富 町	7,620			800.0	7,620								
	西 米 良 村													
	木 城 町													
東 白 杵	平 均	8,310			404.0	8,310								
	延 岡 市													
	日 向 市													
東 白 杵	門 川 町	8,500			800.0	8,500								
	美 郷 町	6,100			800.0	6,100								
	諸 塚 村													
	椎 葉 村													
西 白 杵	平 均	7,300			800.0	7,300								
	高 千 穂 町													
	日 之 影 町													
県 平 均	五 ヶ 瀬 町	8,000			0.0	8,000								
	平 均	8,000			0.0	8,000								
	平 均	8,275	250		623.1	8,330								800.0

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額 (1 日)

② 水 稲 (女 性)

(単 位 : 円, 時間)

		う ち 具 体 的 作 業									
		水 稲									
		機 械 作 業 補 助					(種 ま き)				
		現 支 払 額	金 額	そ の 他 の 費 用	支 払 額	現 支 払 額	金 額	そ の 他 の 費 用	支 払 額	現 支 払 額	金 額
		8,437	8,437	200	8,637	800.0	800.0				
中 部	宮 崎 市										
	国 富 町										
	綾 町										
南 那 珂	平 均			200	8,637	800.0					
	日 南 市										
	串 間 市										
北 諸 島	平 均										
	都 城 市										
	三 股 町										
西 諸 島	平 均										
	小 林 市	8,000		300	8,300	800.0	800.0				800.0
	えびの市										
児 湯	高 原 町	8,000			8,000	800.0					
	平 均	8,000		300	8,150	800.0	800.0				800.0
	西 都 市	9,000			9,000	800.0					
東 白 杵	高 鍋 町										
	新 富 町	7,620			7,620	800.0					
	西 米 良 村										
東 白 杵	木 城 町										
	川 南 町										
	都 農 町										
東 白 杵	平 均	8,310			8,310	800.0					
	延 岡 市										
	日 向 市										
西 白 杵	西 川 町	8,000			8,000	800.0					
	美 郷 町	6,100			6,100	800.0					
	諸 塚 村										
西 白 杵	椎 葉 村										
	平 均	7,050			7,050	800.0					
	高 千 穂 町										
県 平 均	日 之 影 町										
	五 ヶ 瀬 町	8,000			8,000	800.0					
	平 均	8,000			8,000	800.0					
県 平 均		7,895		250	7,957	800.0	800.0				800.0

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額 (1 日)

③ 果 樹 (男 性)

(単 位 : 円, 時間)

		う ち 具 体 的 作 業										樹 一 般 作 業									
		果					摘					収					穫				
		専 門 作 業 (剪 定、高 接)					果					選					果				
		現 金 支払額	その他 費用	支 払 総 額	労働時間 (時間)	現 金 支払額	その他 費用	支 払 総 額	労働時間 (時間)	現 金 支払額	その他 費用	支 払 総 額	労働時間 (時間)	現 金 支払額	その他 費用	支 払 総 額	労働時間 (時間)	現 金 支払額	その他 費用	支 払 総 額	労働時間 (時間)
中 部	宮 崎 市	12,000	500	12,500	800.0	8,092	250	8,342	800.0	9,092	250	9,342	800.0	8,092	250	8,342	800.0	8,092	250	8,342	800.0
	国 富 町																				
	綾 町																				
南 那 珂	平 均	12,000	500	12,500	800.0	8,092	250	8,342	800.0	9,092	250	9,342	800.0	8,092	250	8,342	800.0	8,092	250	8,342	800.0
	日 南 市					8,184		8,184	800.0	8,184		8,184	800.0	8,184		8,184	800.0	8,184		8,184	800.0
	串 間 市																				
北 諸 県	平 均					8,184		8,184	800.0	8,184		8,184	800.0	8,184		8,184	800.0	8,184		8,184	800.0
	都 城 市																				
	三 股 町																				
西 諸 県	平 均																				
	小 林 市	9,600	300	9,900	800.0	9,600	300	9,900	800.0	9,600	300	9,900	800.0	9,600	300	9,900	800.0	9,600	300	9,900	800.0
	えびの市																				
児 湯	高 原 町	9,600		9,600	800.0	9,600		9,600	800.0	9,600		9,600	800.0	9,600		9,600	800.0	9,600		9,600	800.0
	平 均	9,600	300	9,750	800.0	9,600	300	9,750	800.0	9,600	300	9,750	800.0	9,600	300	9,750	800.0	9,600	300	9,750	800.0
	西 都 市																				
	高 鍋 町																				
	新 富 町					7,620		7,620	800.0	7,620		7,620	800.0	7,620		7,620	800.0	7,620		7,620	800.0
	西米良村									10,000		10,000	800.0	8,000		8,000	800.0	8,000		8,000	800.0
	木 城 町	8,800		8,800	800.0																
東 白 杵	川 南 町																				
	都 農 町																				
	平 均	8,800		8,800	800.0	7,620		7,620	800.0	8,810		8,810	800.0	7,810		7,810	800.0	7,810		7,810	800.0
西 白 杵	延 岡 市																				
	日 向 市					8,400		8,400	800.0	8,400		8,400	800.0	8,400		8,400	800.0	8,400		8,400	800.0
	門 川 町																				
	美 郷 町	10,000		10,000	800.0																
	諸 塚 村																				
県 平 均	椎 葉 村																				
	平 均	10,000		10,000	800.0	8,400		8,400	800.0	8,400		8,400	800.0	8,400		8,400	800.0	8,400		8,400	800.0
	高千穂町																				
	日之影町	10,400		10,400	800.0					8,000		8,000	800.0			8,000	800.0			8,000	800.0
	五ヶ瀬町																				
県 平 均	平 均	10,400		10,400	800.0					8,000		8,000	800.0			8,000	800.0			8,000	800.0
	平 均	10,067	400	10,200	800.0	8,583	275	8,674	800.0	8,812	275	8,881	800.0	8,499	275	8,578	800.0	8,499	275	8,578	800.0

3) 市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額（1日）

③果樹(女性)

(單位:円,時間)

うち 具 体 的 作 業																
果 樹																
専 門 作 業 (剪 定 、 高 接)					摘 果			一 般 作 業			選 果					
現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労 働 時 間 (時 間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労 働 時 間 (時 間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労 働 時 間 (時 間)	現 金 支 払 額	そ の 他 の 費 用	支 払 総 額	労 働 時 間 (時 間)	
宮 崎 市	10,000	500	10,500	800.0	8,061	333	8,394	800.0	8,395	333	8,728	800.0	8,092	250	8,342	800.0
国 富 町																
綾 町																
平 均	10,000	500	10,500	800.0	8,061	333	8,394	800.0	8,395	333	8,728	800.0	8,092	250	8,342	800.0
日 南 市					8,184		8,184	800.0	8,184		8,184	800.0	8,184		8,184	800.0
串 間 市					7,616		7,616	800.0	7,616		7,616	800.0	7,616		7,616	800.0
平 均					7,900		7,900	800.0	7,900		7,900	800.0	7,900		7,900	800.0
都 城 市																
三 股 町																
平 均																
小 林 市	8,000	300	8,300	800.0	8,000	300	8,300	800.0	8,000	300	8,300	800.0	8,000	300	8,300	800.0
えびの市																
高 原 町																
平 均	8,000	300	8,300	800.0	8,000	300	8,300	800.0	8,000	300	8,300	800.0	8,000	300	8,300	800.0
西 都 市																
高 鍋 町																
新 富 町					7,620		7,620	800.0	7,620		7,620	800.0	7,620		7,620	800.0
西 米 良 村									10,000		10,000	800.0	8,000		8,000	800.0
木 城 町	8,800		8,800	800.0												
川 南 町																
都 農 町																
平 均	8,800		8,800	800.0	7,620		7,620	800.0	8,810		8,810	800.0	7,810		7,810	800.0
延 岡 市																
日 向 市																
門 川 町																
美 郷 町					7,800		7,800	600.0	7,800		7,800	600.0	7,800		7,800	600.0
諸 塚 村																
椎 葉 村																
平 均					7,800		7,800	600.0	7,800		7,800	600.0	7,800		7,800	600.0
高 千 穂 町																
日 之 影 町	10,400		10,400	800.0					8,000		8,000	800.0				
五 ヶ 瀬 町																
平 均	10,400		10,400	800.0					8,000		8,000	800.0				
平 均	9,300	400	9,500	800.0	7,880	317	7,986	766.7	8,202	317	8,281	775.0	7,902	275	7,980	771.4

4) 市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金（1日）

① 臨時雇用（パート）賃金 < 男性 >

(単位：円)

	公 的 勤 務	建 設 業	製 造 業	卸・小 売 業	サ ー ビ ス 業	シ ル バ ー 賃 金
中 部	宮 崎 市	9,000	10,000	8,000	8,000	7,750
	国 富 町	9,560				7,620
	綾 町	9,080				7,200
	平 均	9,213	10,000	8,000	8,000	7,523
南 那 珂	日 南 市	9,840				8,000
	串 間 市	10,200				
	平 均	10,020				8,000
北 諸 県	都 城 市	10,208				
	三 股 町					
	平 均	10,208				
西 諸 県	小 林 市	9,240	8,184		8,956	8,184
	えびの市	11,691				
	高 原 町	10,147				
	平 均	10,359	8,184	8,488	9,448	8,184
児 湯	西 都 市	9,240	8,845	8,647	9,715	8,207
	高 鍋 町	8,421	9,693	8,047	8,090	8,400
	新 富 町	8,227				
	西米良村	10,160	11,000		8,400	6,400
	木 城 町	7,865				7,620
	川 南 町	11,704				
	都 農 町	8,421				
	平 均	9,148	9,846	8,347	8,903	8,404
	延 岡 市	9,879				
	日 向 市	8,400	8,184		8,184	8,184
東 白 杵	門 川 町	9,845				8,832
	美 郷 町					
	諸 塚 村	7,400	10,314			5,200
	椎 葉 村	7,800	12,000	7,800	7,800	
西 白 杵	平 均	8,665	10,166	7,800	7,992	7,405
	高千穂町	6,957	8,000	6,600		
	日之影町	9,016	10,000	8,000	8,000	7,568
	五ヶ瀬町	10,000	10,000	10,000	10,000	
	平 均	8,658	9,333	8,200	8,093	7,568
県 平 均	9,263	9,656	8,198	8,417	8,461	7,581

4) 市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金（1日）

① 臨時雇用（パート）賃金＜女性＞

(単位：円)

	公 的 勤 務	建 設 業	製 造 業	卸・小 売 業	サ ー ビ ス 業	シ ル バ ー 賃 金
中 部	宮 崎 市	8,500	7,750	7,750	7,667	7,000
	国 富 町	9,560				7,620
	綾 町	9,080				7,200
	平 均	9,047	8,250	7,750	7,667	7,273
南 那 珂	日 南 市	9,840				8,000
	串 間 市	10,200				
	平 均	10,020				8,000
北 諸 県	都 城 市	10,208				
	三 股 町					
	平 均	10,208				
西 諸 県	小 林 市	9,240	8,184	9,448	8,956	8,184
	えびの市	11,691				
	高 原 町	10,147				
	平 均	10,359	8,184	9,448	8,956	8,184
児 湯	西 都 市	9,240	8,845	9,715	8,207	7,600
	高 鍋 町	8,421	9,693	8,090	8,606	8,400
	新 富 町	8,227				
	西米良村	10,160	11,000		8,400	6,400
	木 城 町	7,865				7,620
	川 南 町	11,704				
	都 農 町	8,421				
	平 均	9,148	9,846	8,347	8,404	7,505
	延 岡 市	9,879				
	日 向 市	8,400			8,184	8,184
東 白 杵	門 川 町	9,845				8,832
	美 郷 町					
	諸 塚 村	7,400	10,314			5,200
	椎 葉 村	7,800	12,000	7,800	7,800	
西 白 杵	平 均	8,665	11,157	7,800	7,992	7,405
	高千穂町	6,957	7,000	6,600		
	日之影町	9,016	10,000	7,680	8,000	7,568
	五ヶ瀬町	10,000	10,000	10,000	10,000	
	平 均	8,658	9,000	8,200	9,000	7,568
県 平 均	9,242	9,529	8,167	8,385	8,424	7,524

4) 市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金（1日）

② 主要産業（農外）の恒常的賃金 <30歳基準>

		主要産業の 恒常的賃金		公 的 勤 務	製 造 業	卸 ・ 小 売 業	サ ー ビ ス	そ の 他	主要産業の 恒常的賃金		公 的 勤 務	製 造 業	卸 ・ 小 売 業	サ ー ビ ス	そ の 他	(単 位 ： 円)	
		恒常的賃金		男					恒常的賃金		女						
中 部	宮崎 市	11,000						○	9,250							○	
	国富 町	12,948	○						12,948	○							
	綾 町	14,480	○						14,480	○							
	平 均	12,809							12,226								
南那珂	日南 市																
	串間 市	10,200	○						10,200	○							
北諸県	平 均	10,200							10,200								
	都城 市																
	三股 町																
	平 均																
西諸県	小林 市	11,257						○	11,257							○	
	えびの市		○							○							
	高原 町	13,800	○						13,800	○							
	平 均	12,529							12,529								
児 湯	西都 市	14,867	○						14,867	○							
	高鍋 町																
	新富 町	8,227	○						8,227	○							
	西米良村	13,233	○						13,233	○							
	木城 町	10,120	○						10,120	○							
	川南 町																
	都農 町	8,421	○						8,421	○							
	平 均	10,974							10,974								
	延岡 市	10,266			○				10,266		○						
東臼杵	日向 市	14,800	○						14,800	○							
	門川 町																
	美郷 町	13,700	○						13,700	○							
	諸塚 村	11,700						○	8,500	○							
	椎葉 村	11,000	○						9,000	○							
	平 均	12,293							11,253								
西臼杵	高千穂町	8,000	○						7,000	○							
	日之影町	10,000	○						8,000						○		
	五ヶ瀬町	10,000	○						10,000		○						
	平 均	9,333							8,333								
県	平 均	11,475							10,951								

③ 市町村または地区内における農外諸賃金

大	市町村又は地区内における農外賃金					(単位：円)	
	工	左	官	土木工	造	林	伐
	18,667	20,000		11,667	14,333	17,667	
	18,667	20,000	11,667	14,333	17,667		
	13,000	13,000	7,500				7,000
	27,700	27,600	26,700				
	20,350	20,300	17,100				7,000
	27,700	27,600	19,300	16,400			16,400
	27,700	27,600	19,300	9,000			9,000
	20,000	20,000	20,000	16,680			16,680
	25,133	25,067	19,533	14,027			14,027
	14,800	14,400	11,200	11,200			11,400
	15,800	15,800	12,000				12,000
	15,300	15,100	11,600	11,600			11,700
	12,000	13,000	8,000				13,500
	25,300	25,700	18,500				18,500
	15,000	15,000	15,000				15,000
	17,433	17,900	13,833	14,833			15,667
	19,788	19,973	15,379	13,790			13,715

市町村農業委員会会長殿

農作業料金・農業労賃に関する調査の実施について(お願い)

令和 7 年 12 月

(一社) 宮崎県農業会議

(一社) 全国農業会議所

「農作業料金・農業労賃に関する調査」は、昭和 35 年以来、農業委員会に多大なご協力をいただきながら実施しており、関係各位には深く感謝申し上げます。

令和 7 年度につきましては、下記の要領にて本調査を実施いたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 調査の目的

本調査は、農業労働力の確保・調整や標準（協定）賃金・料金の作成のほか、各種用地取得・補償等の基礎資料としても利用され、農業労働力に関する調査としては他に類例を見ないものとして、関係方面から高い評価をいただいております。

昨今の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力確保の困難など、新たな問題も生じております。

これら諸事情にかんがみ、農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準について地域別に把握し、適正かつ合理的な標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、農業就業構造ならびに農業経営の改善に資することとしております。

II. 調査の方法

- (1) 本調査は、(一社) 全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、(一社) 宮崎県農業会議の支援のもと、市町村農業委員会が行います。

なお、令和 2 年度から電子調査票（Excel 形式）による調査となり、調査票の配付・報告は E メールで行うこととしています。

- (2) 調査対象は、令和 7 年 12 月 31 日時点における全市町村農業委員会の区域とします。

(3) 調査の項目

- ① 水稲作業受託の部分・全面作業別、受託主体別の料金水準
- ② オペレーター賃金の水準
- ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）の策定状況
- ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

(4) 調査票の入力にあたっては、別添の「入力の手引」、電子調査票上のメッセージ、都道府県農業会議の助言等にしたいがい、正確を期すようお願いいたします。

(5) 本調査の報告内容については、農業委員会総会等に諮り、農業委員の意見聴取・検討の上で取りまとめを行い、宮崎県農業会議あてにご報告ください。

Ⅲ. 調査の時期および機関

令和7年12月31日を調査時点とし、令和7年1月1日より令和7年12月31日までの1年間を調査対象とします。

Ⅳ. 調査の報告期日

宮崎県農業会議への報告期日は、令和8年1月16日(金)までとします。

令和 7 年
農作業料金・農業労賃に関する調査
入力の手引き

【 電子調査票について 】

本調査は電子調査票（Excel 形式）による調査になりました。「黄色のセル：数値または選択入力欄」、「オレンジのセル：自由記述欄」に入力してください。入力欄をクリックすると、該当項目の説明メッセージが表示されます。「水色のセル」には自動で値が入りますが、ラジオボタンが使えない場合は、調査票外の右側にある「水色のセル」に直接入力してください。

入力後、調査票右上の★エラーチェック欄に「エラーを確認してください」と表示されている場合は、該当入力欄のエラーメッセージ（黄色地に赤字）を確認・修正し、★エラーチェック欄に「OK」と表示されてからご提出いただきますよう、お願いいたします。

また、「調査票」シートに入力した金額が前年値の5割を超えて増減すると、入力した値が赤字（黄色地）で表示されますので、お間違えないか確認の上でご提出ください。

★エラーチェック
エラーを確認してください

→

★エラーチェック
OK

前年値から5割を超えて増減
すると黄色地に赤字
(★エラーチェックには影響
しない)

耕起から代かきまで		
一 貫	耕 起	
円	円	
5,500	5,300	

【 調査地 】

- ① 都道府県名：入力欄のリストから都道府県名を選択するか、直接入力してください。
 - ② 市町村名：①で都道府県名を入力すると該当市町村名がリストに表示されるので、市町村名を選択するか直接入力してください。
 - ③ 地区名：市町村を対象とした調査のため、基本的に地区ごとの報告は必要ありません。複数地区の報告がある市町村のみ、地区（旧市町村）が登録されておりますので、①・②を選択した後、地区名を選択してください。
 - ④ 地区別等に報告が必要で、③に登録されていない地区名等については、④の地区名等に入力してください。
 - ⑤ ①と②（および③）が入力されると、「市町村コード」（※）が自動入力され、エラーメッセージが消えます。なお、市町村名の変更などにより正しく入力してもエラーとなる場合は、④の地区名等に正しい表記を入力し、エラーのまま提出してください。
- （※）本調査の市町村コードは全国農業会議所独自のコードであり、全国地方公共団体コードとは異なりますので、ご注意ください。

エラーメッセージは①・②に入力すると消える

調査地(令和○年12月31日時点)		地区名	
市町村コード (自動入力)	調査地 都道府県名 市町村名	地区名	地区名等 (左欄にない場合のみ)
⑤	① ②	③	④

I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分：ラジオボタンをクリックして次の3区分からいずれか1つを必ず選択してください。ボタンが使えない場合は、調査票外右側の水色のセルに直接1～3を入力してください。
- ① 大都市通勤地帯周辺：人口30万人以上の大都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
 - ② 中小都市通勤地帯周辺：人口5万人以上30万人未満の中小都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
 - ③ 農山漁村地帯：①、②以外の市町村（地区）

ボタンと水色のセルの値（1・2・3）が連動

1. 通勤地帯区分(いずれか1つを選択)

1 大都市通勤地帯周辺 2 中小都市通勤地帯周辺 3 農山漁村地帯

3 直接入力可

2. その他の地帯区分：都道府県農業会議の指示があれば、それに従って入力してください。

II. 貴市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準（10a 当たり）について

- ◎ 貴市町村または地区における水稻作の作業受託料金の一般的な水準（10a 当たり）を受託主体別に入力してください。ただし、「育苗」は1箱当たりの単価および10a 当たりの箱数、「乾燥・調製」は、60kg 当たりの料金とします。
- ◎ 受託料金の消費税の取扱いについては、部分作業・全面作業および個人農家・生産組織等で統一し、「消費税（10%）を含む」・「含まない」をボタンで選択してください。ボタンが使えない場合は、調査票外右側の水色のセルに直接1・2を入力してください。

IIで受託料金を入力した場合、
どちらかを選択しないとエラーとなる

消費税含む：1
含まない：2

消費税の取扱い

2 直接入力可

以下の受託料金に消費税(10%)を含む	・ 含まない	(10a当たり 税 抜)
機械田植	防 除	①機械刈取 ②刈取から乾 ③乾燥・調製

- ◎ 受託作業に使用する機械は受託者持ちとします。
- ◎ 受託主体別（個人農家・生産組織等）に区分して入力してください。「生産組織等」とは、個人農家からなる任意組織、農業法人、農協等を指します（極端に安い金額で作業受託をしている組織等は除く。）。

◎ 同一市町村に水稻作作業を受託する生産組織等が複数ある場合、あるいは、料金が異なる場合は最も標準的な料金を入力してください。

1. 部分作業の受託料金

【入力例】 苗は、その地域で一般的に普及している品種について生育段階で稚苗と中苗に区別

育苗料金があって箱数がない、または1箱の場合はエラーとなる

耕起から代かきまで頼んだ場合の金額
特に定めていない場合は、一貫=耕起+代かき

1. 部分作業の受託料金

10a当たりの箱数を入力してください

作業別 受託主体別	育苗(種子代含)		耕起から代かきまで			
	稚苗(2.0~2.5葉) 円/箱	中苗(3.5~5.5葉) 円/箱	一貫 円	耕起 円	代かき 円	
個人農家	670	20	730	15,000	7,000	8,000
生産組織等	565	20				

種子代を含む育苗箱1箱当たりの単価

10a当たり
に要する箱数

耕起から代かきまで一貫して受託する場合の料金

耕起のみ
の場合

代かきのみ
の場合

原則としてトラクターを使用した場合の料金
耕うん機が支配的な地域は耕うん機の料金
(代かきについても同様)

春と秋に耕起を行う地域でも、春の耕起作業のみを入力

耕起2回以上が通常である地域はその回数による金額を入力

代かきは、荒代から中代・植代までの代かき作業を完遂するものとし、その料金を入力

①、②があって⑤が空欄、または①+②=⑤となる場合はエラーとなる

⑤「刈取から乾燥・調製まで」の料金を特に定めていない場合は、①、②を入力後、赤枠内で③、④を入力し換算結果を⑤に転記する

・苗代金込みの受託が一般的な地域にあっては、苗代金を差し引いて入力

・移植する苗の種類により料金が異なる場合は、地域で一般に普及している苗による料金を入力

・捕植まで込みの作業受託が一般的な地域にあっては、その金額を入力

機械田植 (苗代別)	防除 (薬剤費別で 1回当たり)	①機械刈取 (コンバイン)	⑤刈取から乾燥・調製まで	②乾燥・調製 (60kg当たり)
8,000	2,000	18,500	33,500	1,800
8,500		19,500	21,000	1,500

刈取から乾燥調製の計算が間違っています

※刈取りから乾燥・調製までの換算

③ 単収	④ 10a当たり 運搬費	刈取から乾燥・ 調製まで
500 kg/10a		33,500
500 kg/10a	2000 円	34,000

・「刈取から乾燥・調製まで」には、籾の運搬(④)を含むが、運搬料金の設定がない地域は省くことができる

・「調製」は「籾摺り」ともいい、乾燥した籾の籾殻を剥いて玄米にする作業で、屑米や石等を取り除くまでの一連の作業とする(色彩選別は含まない)

・60kg 当たりの料金を入力
1袋(30kg)、1石(150kg)は60kg 当たり
に換算
・水分含有率、乾燥・調製方法により料金差がある場合は、その地域でもっとも一般的なものについて入力

2. 全面作業の受託料金

【入力例】

作業別 受託主体別	耕起代かき→乾燥調製作業	
	種籾・除草剤・肥料・ 農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料・ 農薬代等別
個人農家	87,000	66,000
生産組織等	65,000	86,000

生産組織の経費込みが経費別以下

除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する場合(これらの経費が込みの場合)

委託者が負担する場合(これらの経費が別の場合)

◎ ここでいう全面作業受託とは、耕起・代かきから乾燥・調製作業までの機械作業部分を受託する場合を指し、かん排水管理、除草作業等は含みません。

◎ 料金は、「経費が込み」>「経費が別」という大小関係になります。

経費込みの金額が経費別の金額以下となる場合はエラーとなる

Ⅲ. オペレーター賃金について

【入力例】

作業機械	1時間当たり	1日当たり
トラクター	1,400	11,200
田植機	1,400	11,200
コンバイン	1,500	12,000
補足項目		

1時間当たり、1日当たり(8時間)はそれぞれの地域の慣行によって主たるものを入力

◎ オペレーター賃金とは、機械を持ち込まずに単なるオペレーターとして雇われる場合の賃金であり、機械の使用料金、償却費、燃料費は含みません。

◎ 1時間当たり、1日当たり(8時間)の現金支払額のみを入力し、賄いは含みません。

◎ 農協の職員によるオペレーターは対象から除外してください。

Ⅱ.1の部分作業の受託料金は10a当たり料金で機械は受託者持ちのため、機械運転のみのオペレーター賃金と同額とは考えにくいことから、受託料金の「耕起」「機械田植」「機械刈取」(個人農家)と「トラクター」「田植機」「コンバイン」のオペレーター賃金(一日当たり)がすべて一致する場合はエラーとなる

※オレンジ色のセルには任意の補足項目を入れることができます。都道府県独自で調査項目を設定する場合がありますので、その際は都道府県農業会議の指示にしたがってください【以下、同色の補足項目について同じ。】

IV. 貴市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額（1日当たり）について

- ◎ 貴市町村または地区で実際に支払われている農業臨時雇賃金（1日当たり）の一般的な水準を入力してください。
- 調査対象作業以外で都道府県により必要な調査対象作業がある場合には、空欄を利用して補足的に調査を行ってください。
- ◎ 「農業臨時雇」とは農作業に関する「臨時的雇用者」を指し、年雇（年間6ヵ月以上継続雇用）、年間1ヵ月以上6ヵ月未満の継続雇用を除くものとします。
- 現金支払額・・・現金での実支払い額を入力、超勤手当を含む
- その他の費用・・・食事等賄い評価額、送迎費、土産代等の合計
- 支払総額・・・現金支払額+その他の費用【自動計算】
- 労働時間・・・休憩時間を含む地域の通常の拘束時間

【入力例】

支払総額は自動計算

農作業一般：稲作、畑作、畜産等全般にわたる農作業

食事・送迎等があれば記入

支払総額があるが労働時間がない場合はエラー

市町村又は地区で最も支配的な樹種

労働時間を入力してください

対象作物を入力（1日当たり）

農業臨時雇賃金	農作業一般		水稲					果樹（ミカン）			茶（手摘み）	任意の補足項目
	専門作業	一般・軽作業	機械作業補助	任意の補足項目		専門作業（剪定、高接）	一般作業		選果			
				手植え	手刈り		摘果	収穫				
男	現金支払額	9,000	7,500	8,000	8,000	8,000	10,500	7,000	7,000		7,000	
	その他の費用		500									
	支払総額	9,000	8,000	8,000	8,000	8,000	10,500	7,000	7,000	0	7,000	0
	労働時間	8	8	8	8	8	7 30	8	8		8	
女	現金支払額		7,500						6,000	6,500	7,000	
	その他の費用						1,500		1,000			
	支払総額	0	7,500	0	0	0	1,500	0	7,000	6,500	7,000	0
	労働時間	8	8				1 30	8	8	8	8	

休憩時間を含め7時間半労働が主である

剪定、接木等熟練度等を求められるもの

一般的な果樹作業

昼食が支給され、マイクロバスでの送迎もあり、金額換算したところ、この額となった

支払総額がないが労働時間がある場合はエラー

作目に関係なく労働の内容により、より熟練度ないし強度を求められるもの、各種の機械作業や収穫物等の運搬作業など

労働の内容から特に熟練度や強度を必要としないもの

機械田植、機械刈取の補助（機械運転以外の補助作業）

その他の費用があるが現金支払額がない場合はエラー

うち具体的作業：農作業一般とは別に、特定の作目の農作業について入力するものとし、補足的な調査項目については、都道府県農業会議の指示がある場合はそれにしたがってください

例）水稲…田植（手植え）、刈取（手刈り）；畑作物…収穫等；畜産…ヘルパー

V. 貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）について

- ◎ 貴市町村または地区において、農業委員会、農協等で農作業受託料金や農業臨時雇賃金の標準を設定しているかどうか等を入力してください。参考額として示している場合も定めているものとしてお答えください。

【入力例】

★

1. 当該料金等の標準（協定）を定めていますか。（いずれか1つを選択）

1. いる

2. いない

ラジオボタンで1または2を選択

ボタンと調査票外の水色のセルが連動

標準の有無 1 直接入力可

★

2. どのような標準（協定）賃金・料金を定めていますか。（定めているものすべてに「1」と入力）

1 A.部分農作業料金

1 米 麦・大豆 1 果樹

1 その他（茶）

1 B.全面作業料金

1 米 麦・大豆 1 果樹

1 その他（茶）

1 C.オペレータ賃金

1 D.農業臨時雇賃金

1 E.倒伏・湿田等悪条件下の作業

1 F.その他（茶）

★

標準の種類によらず、定めている機関すべてに「1」を入力

3. 標準（協定）賃金・料金を定めているのは、どこですか（該当するものすべてに「1」と入力）

1 市町村・農業委員会

1 農協

1 普及指導センター

1 生産組織等

1 その他（茶）

★

標準（協定）賃金・料金を定めている場合は、調査票に添付してください。

標準料金表等はPDFファイルで調査票とともに送付してください

ラジオボタンで1～3を選択 3の場合はaまたはbに「1」を入力

★

4. 標準（協定）賃金・料金は全体として守られていますか。（いずれか1つを選択）

1. 非常に良く守られている。（実際は標準賃金の±5%未満）

2. 比較的良好に守られている。（同5～20%未満）

3. あまり守られていない

a. 実際賃金は協定賃金より20%以上高い

b. 実際賃金は協定賃金より20%以上低い

★

ボタンと調査票外の水色のセルが連動

標準の順守 2 直接入力可

★の各箇所：入力項目に不足や矛盾がある場合は、エラーが表示される

VI. 貴市町村または地区ならびに近郊（通勤可能範囲）での農外諸賃金について

他産業労賃は、この調査票のみでは完全な把握は困難であるが、若年農業労働者の労賃と比較するとの観点に立ち、他産業従事者の源泉徴収票等を参考にするなどにより、把握、入力してください。

1. 臨時雇（パート）賃金（1日当たり）

- ◎ 調査対象市町村（地区）ならびに近郊（通勤可能範囲）における臨時雇（パート）賃金について、業種ごとに平均的な1日当たり（8時間）の金額を入力してください。時間給の場合は1日8時間当たりに換算し、日給の場合は1日の所定労働時間で除した額（時給）を8倍してください。
- ◎ 年齢・熟練度により、水準が異なる場合は平均的な水準を入力してください。金額に季節的な差異がある場合には、その年間平均額を入力してください。

【入力例】

1. 臨時雇用(パート)賃金(1日当たり)について入力してください。

	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金
男	7,500	9,900	7,400		7,200	7,000
女	7,500	8,700	7,000	5,200	7,000	7,000

賃金が安すぎます 8時間あたりに換算してください

1日8時間当たりの賃金が安すぎる場合はエラーとなる
 所定労働時間が8時間未満の場合は、右の例にならない
 8時間に換算し入力する

エラーの該当値は赤字

シルバー人材センターの賃金（配分金）を定めているところは入力

依頼数が多い一般作業（除草・草刈り、清掃、調理作業、農作業、包装・梱包、荷造り・運搬等）の平均時給をもとに、1日8時間当たりの金額を入力する

【例】日給 5,200 円・所定労働時間 6 時間半の場合
 5,200 円÷6.5 時間＝800 円／時
 ⇒ 時給 800 円×8 時間＝6400 円

2. 主要産業（農外）の恒常的賃金（30 歳基準、1 日当たり）

- ◎ 調査対象市町村（地区）ならびに近郊（通勤可能範囲）における主要産業（農外）について、30 歳を基準とする男女の恒常的賃金 1 日当たりの水準を入力してください。あくまで恒常的な雇用形態（注：6 ヶ月以上勤務の場合を指す）をとるものとし、その算出については、本給および諸手当を含めた年間給与を 12×25 分の 1 にして、日当換算してください。

【入力例】

2. 主要産業(農外)の恒常的賃金(30歳基準、1日当たり)について入力してください。

金額	その業種
男 10,600	○●○ ○●○ ○●○ ○●○ ○●○ ○●○
女 8,300	○●○ ○●○ ○●○ ○●○ ○●○ ○●○

注:計算方法
 1日当たり恒常的賃金＝年間給与÷12×25
 本給＋諸手当（ボーナス含む）

女性^は製造業への就業が主である

該当する一つを選択

2 業種・男
 3 業種・女

直接入力可

ボタンが使えない場合は、調査票欄外右側の水色のセル「業種の有無」に直接1～6を入力

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金（1日当たりの正規雇用賃金）

- ◎ 当該賃金については、1日8時間当たりの正規雇用賃金を入力してください（アルバイト賃金は除く。）。

【入力例】

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金(1日当たりの正規雇用賃金)について入力してください。

職種	大工	左官	土工	造林	伐出
1日当たり賃金(男)	17,500	17,500	13,500	13,000	14,000

造林作業とは、植林、撫育作業を指す

その他

- ◎ 水稻作作業受託料金、農業臨時雇賃金、農外諸賃金等の項目は、農業委員会において判断、入力していただく項目、内容が多くなっておりますが、昨今の農業労働力事情を取り巻く諸情勢にかんがみ、可能な限り実態の把握に努めてください。
- ◎ 年によって数値の内容が大きく変動しないよう留意してください（前年値の5割を超えて増減すると、入力値が赤字（黄色地）になります）。
- ◎ 調査票は保存し活用するとともに、次年度の調査の参考にしてください。
- ◎ ご利用の表計算ソフトで本調査票に入力できない場合は、お手数ですが、PDF ファイルを印刷したものに記入し、都道府県農業会議へご提出ください。
- ◎ 標準（協定）料金・賃金を定めている場合は、料金等が分かる資料をPDF ファイル等で調査票とともにEメールで送付してください。

令和7年 農作業料金・農業労賃に関する調査票

令和7年12月31日 市町村農業委員会
都道府県農業会議
(一社)全国農業会議所

調査地を選択してください

[注]必ず入力のこと

市町村コード (自動入力)	調査地(令和7年12月31日時点) 都道府県名 市町村名	地区名 地区名等 (左欄にない場合のみ)	調査者氏名
------------------	---------------------------------	----------------------------	-------

I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分(いずれか1つを選択) **必ず選択してください** [注]必ず入力のこと

2. その他の地帯区分

☐ 1 大都市通勤地帯周辺	☐ 2 中小都市通勤地帯周辺	☐ 3 農山漁村地帯
-----------------------------------	------------------------------------	--------------------------------

注:区分方法は手引参照

1	2	3	4
---	---	---	---

II. 貴市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準(10a当たり)について

1. 部分作業の受託料金

以下の受託料金に消費税(10%)を含む ☐ ・含まない ☐ (10a当たり・税抜)

作業別 受託主体別	育苗(種子代含)		耕起から代かきまで			機械田植 (苗代別)	防除 薬剤費別で 1回当たり	①機械刈取 (コンバイン)	⑤刈取から乾燥・調製まで	②乾燥・調製 (60kg当たり)
	稚苗(2.0~2.5葉)	中苗(3.5~5.5葉)	一貫	耕起	代かき					
個人農家	@ 円 箱	@ 円 箱	円	円	円	円	円	円	円	円
生産組織等	@	@								

(育苗は1箱当たりの単価を、箱数は10a当たりの箱数を入力する)

2. 全面作業の受託料金 (10a当たり・税抜)

作業別 受託主体別	耕起代かき→乾燥調製作業	
	種籾・除草剤・肥料・農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料・農薬代等別
個人農家	円	円
生産組織等		

注:「生産組織等」とは、個人農家から成る任意組織、農業法人、農協等を指す。
(極端に安い金額で作業受託している組織等は除く)

III. オペレーター賃金について

作業機械	1時間当たり	1日当たり
トラクター	円	円
田植機		
コンバイン		

注:「刈取から乾燥・調製まで」について特に料金を定めていない場合は、以下の換算例および※を参考に算出してください。

〈例〉10a当たり収量が480kgの場合
「刈取から乾燥・調製まで」=「機械刈取」+「乾燥・調製(60kg当たり)」×(480÷60)+運搬費(ある場合)

IV. 貴市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額(1日当たり)について

一般的な農業臨時雇賃金額(1日当たり)を入力してください。水稻、果樹、畑作物の調査対象以外に、都道府県により必要な調査対象作業がある場合には、補足的に調査を行ってください(入力は空欄を利用のこと)。(1日当たり)

農業臨時雇賃金		農作業一般		うち具体的作業											
				水稻			果樹()								
		専門作業	一般・軽作業	機械作業補助			専門作業 (剪定、高接)	一般作業	摘果	収穫	選果				
男	現金支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	その他の費用														
	支払総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	労働時間	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分		
女	現金支払額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	その他の費用														
	支払総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	労働時間	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分		

V. 貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)について

1. 当該料金等の標準(協定)を定めていますか。(いずれか1つを選択)

必ず選択してください

☐ 1. い

☐ 2. いない

[注]必ず入力のこと

2. どのような標準(協定)賃金・料金を定めていますか。(定めているものすべてに「1」と入力)

A.部分農作業料金
米 麦・大豆 果樹 その他()
B.全面作業料金
米 麦・大豆 果樹 その他()
C.オペレーター賃金
D.農業臨時雇賃金
E.倒伏・湿田等悪条件下の作業
F.その他()

3. 標準(協定)賃金・料金を定めているのは、どこですか(該当するものすべてに「1」と入力)

1. 市町村・農業委員会
2. 農協
3. 普及指導センター
4. 生産組織等
5. その他()

標準(協定)賃金・料金を定めている場合は、調査票に添付してください。

4. 標準(協定)賃金・料金は全体として守られていますか。(いずれか1つを選択)

☐ 1. 非常に良く守られている。(実際は標準賃金の±5%未満)

☐ 2. 比較的良好に守られている。(同5~20%未満)

☐ 3. あまり守られていない
a. 実際賃金は協定賃金より20%以上高い
b. 実際賃金は協定賃金より20%以上低い

VI. 貴市町村または地区ならびに近郊(通勤可能範囲)での農外諸賃金について

1. 臨時雇(パート)賃金(1日当たり)について入力してください。(1日当たり)

	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金
男	円	円	円	円	円	円
女						

2. 主要産業(農外)の恒常的賃金(30歳基準、1日当たり)について入力してください。

金額	その業種
男 円	☐ 公的勤務 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 卸・小売業 ☐ サービス業 ☐ その他
女 円	

注:計算方法
1日当たり恒常的賃金 = 年間給与 / 12 × 25

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金(1日当たりの正規雇用賃金)について入力してください。

職種	大工	左官	土木工	造林	伐出
1日当たり賃金(男)	円	円	円	円	円

該当する一つを選択